

(別添2)

申 請

平成25年6月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

茨城県知事 橋本



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成25年6月17日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるいしがれい
- 解除を申請する理由
別紙参照

1 解除を申請する理由

- (1) 出荷制限が指示された海域において、いしがれいの放射性セシウム濃度を計画的に検査してきたところ、基準値を超過したいしがれいが漁獲された平成24年9月5日以降、9月11日から平成25年6月6日までに採取した111検体のいしがれいについては、放射性セシウムの値は平均で10.0Bq/kgであり、基準値を超えるものは全く出でおらず、低い水準で推移している(表1、図1、図2-1、図2-2、図3)。
- (2) 以上を踏まえると、今後も基準値を超えるいしがれいが出荷される可能性はないものと考えられることから、いしがれいに関する出荷制限の解除を申請する。

2 出荷制限を解除する範囲

- (1) 本県北部海域は福島県海域と接しており、同県海域のいしがれいからは、依然として基準値を越える放射性セシウムが検出される事例もあることに配慮し、出荷制限を解除する範囲は以下のとおりとする(図4:解除する範囲)。

北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されるいしがれい

3 出荷制限海域でいしがれいが捕獲され流通されないための取り組み

(1) 水揚管理

- ① 県下には10の漁業協同組合が存在し、県内の全ての漁船はいずれかの漁協に属しており、水揚げの基本は所属漁協の港で行われている。これにより、漁港毎の水揚げのチェック・管理が可能である。
- ② ひらめの出荷制限が一部海域で解除された平成24年8月30日以降、関係漁協および所属漁船は、出荷制限海域(北緯36度38分以北)でひらめを採捕しないよう、水揚管理を徹底して行っている。

今回、いしがれいの出荷制限の解除申請をしない海域は、ひらめ出荷制限海域と同一海域であり、関係漁協および所属漁船は、ひらめの水揚管理と同様、いしがれいについても徹底した水揚管理が可能であり、いしがれいが解除申請しない海域で捕獲され流通することはしない。

(2) 流通管理

港別の流通管理の徹底を図るため、別添の「茨城県ひらめ・いしがれい出荷管理の取り扱い(以下「ひらめ・いしがれい管理取扱」という。)」に基づき、以下の措置を実施する。

- ① いしがれいを漁獲した位置を明らかにするため、いしがれいを水揚げしようとする漁業者は、ひらめ・いしがれい管理取扱に基づき、「操業海域届出書」を記入し、水揚げ前に漁協（市場）へ提出する（なお、中南部の小型漁船等、非解除海域に移動して操業しないことが明らかな小型漁船については、漁期前に「操業可能届出書」を提出することで代用する）。漁協は、漁業者から提出された「操業海域届出書」により、いしがれいの漁獲海域を確認した上で販売することとする（なお、届出書の記載内容は、必要に応じて、漁業者から漁船航行記録や操業状況の聴取により確認する。）。
- ② 各漁協は、出荷に際し、既に産地表示を実施しているが、いしがれいに関しては、漁協が「水揚げ証明書」を発行し、仲買人に流通先まで、表示を徹底（北緯36度38分より南の海域で漁獲されたものであることを明記）するよう指導する。

4 県による指導

- (1) 県は、漁業者団体及び流通関係団体に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱を文書等により周知するとともに、漁業者団体と連携し、出荷制限海域でいしがれいが漁獲され、流通しないよう指導を徹底する。
- (2) 県は、いしがれいが出荷制限海域で漁獲されないよう、漁業取締船により重点的に漁業監視を行うとともに、必要に応じて操業海域届出書や水揚げ証明書の提出・発行状況を確認する。

5 いしがれい検査計画

(1) 検査頻度

出荷制限が解除された海域のいしがれいを対象とした検査は、北部（36度38分より南）、県央部及び南部海域ごとに、それぞれ週3検体以上実施する。

出荷制限海域については、隔週毎に検査を実施する。

(2) 規制値を超える結果が判明した場合の対応

出荷制限が解除された海域から水揚げされたいしがれいから基準値を超える値が検出された場合には、即時に出荷制限が解除された全海域のいしがれいの出荷自粛を求めるとともに、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

表1 イシガレイの検査結果

	採取場所	採取日	緯度	セシウム計 (Bq/kg)		採取場所	採取日	緯度	セシウム計 (Bq/kg)
1	北茨城市沖	H24.10.23	36.47	24	63	大洗町沖	H25.1.7	36.18	12
2	北茨城市沖	H25.2.4	36.50	71	64	大洗町沖	H25.1.11	36.17	8.0
3	北茨城市沖	H25.2.14	36.50	検出せず(<7.0)	65	大洗町沖	H25.1.17	36.15	6.2
4	北茨城市沖	H25.2.18	36.48	14	66	大洗町沖	H25.1.22	36.15	12
5	北茨城市沖	H25.2.27	36.48	6.7	67	大洗町沖	H25.1.26	36.15	3.2
6	北茨城市沖	H25.3.28	36.48	20	68	大洗町沖	H25.1.30	36.15	9.5
7	北茨城市沖	H25.4.10	36.48	2.7	69	大洗町沖	H25.2.5	36.17	4.0
8	北茨城市沖	H25.4.10	36.48	5.7	70	大洗町沖	H25.2.11	36.15	検出せず(<13)
9	北茨城市沖	H25.5.16	36.39	7.4	71	大洗町沖	H25.2.15	36.15	3.3
10	北茨城市沖	H25.5.16	36.39	8.0	72	大洗町沖	H25.3.5	36.15	3.1
11	北茨城市沖	H25.5.29	36.48	検出せず(<10)	73	大洗町沖	H25.4.2	36.15	検出せず(<13)
12	北茨城市沖	H25.6.3	36.48	9.9	74	大洗町沖	H25.5.14	36.15	4.8
13	高萩市沖	H25.3.7	36.43	49	75	鉾田市沖	H24.9.11	36.06	8.5
14	高萩市沖	H25.3.27	36.42	41	76	鉾田市沖	H24.9.20	36.08	7.7
15	日立市沖	H24.11.16	36.33	7.2	77	鉾田市沖	H24.9.26	36.06	11
16	日立市沖	H25.1.7	36.34	6.1	78	鉾田市沖	H24.10.8	36.06	10
17	日立市沖	H25.1.11	36.34	8.0	79	鉾田市沖	H24.10.18	36.06	5.6
18	日立市沖	H25.1.17	36.33	9.2	80	鉾田市沖	H24.10.31	36.05	7.2
19	日立市沖	H25.1.19	36.33	7.3	81	鉾田市沖	H24.12.7	36.14	4.3
20	日立市沖	H25.1.21	36.34	9.0	82	鉾田市沖	H24.12.20	36.13	4.7
21	日立市沖	H25.1.25	36.34	46	83	鉾田市沖	H25.1.22	36.14	検出せず(<12)
22	日立市沖	H25.1.25	36.33	6.8	84	鉾田市沖	H25.2.5	36.12	検出せず(<13)
23	日立市沖	H25.2.15	36.41	29	85	鉾田市沖	H25.2.15	36.10	4.2
24	日立市沖	H25.2.20	36.41	15	86	鉾田市沖	H25.3.4	36.08	7.8
25	日立市沖	H25.2.20	36.41	15	87	鉾田市沖	H25.4.16	36.12	検出せず(<11)
26	日立市沖	H25.3.22	36.34	4.8	88	鉾田市沖	H25.5.28	36.12	5.3
27	日立市沖	H25.4.16	36.34	検出せず(<4.5)	89	鉾田市沖	H25.5.28	36.12	6.4
28	日立市沖	H25.5.24	36.34	3.1	90	鹿嶋市沖	H24.9.14	36.00	10
29	日立市沖	H25.6.6	36.34	4.2	91	鹿嶋市沖	H24.10.1	36.02	10
30	東海村沖	H24.10.2	36.26	12	92	鹿嶋市沖	H24.10.26	36.00	9.0
31	東海村沖	H25.1.31	36.27	38	93	鹿嶋市沖	H24.11.2	36.04	10
32	東海村沖	H25.2.28	36.27	25	94	鹿嶋市沖	H24.12.11	36.02	8.2
33	東海村沖	H25.3.6	36.27	12	95	鹿嶋市沖	H25.2.15	36.00	検出せず(<10)
34	東海村沖	H25.4.13	36.28	12	96	鹿嶋市沖	H25.3.1	36.02	検出せず(<13)
35	東海村沖	H25.4.17	36.28	8.9	97	鹿嶋市沖	H25.3.13	36.02	2.2
36	東海村沖	H25.4.23	36.28	7.9	98	鹿嶋市沖	H25.3.16	35.59	検出せず(<12)
37	東海村沖	H25.4.23	36.28	14	99	鹿嶋市沖	H25.3.27	36.03	4.6
38	東海村沖	H25.4.26	36.28	12	100	鹿嶋市沖	H25.5.19	36.01	3.0
39	東海村沖	H25.5.10	36.28	12	101	鹿嶋市沖	H25.5.22	36.00	3.6
40	東海村沖	H25.5.28	36.28	9.5	102	神栖市沖	H24.10.2	35.48	検出せず(<10)
41	ひたちなか市沖	H24.12.2	36.21	11	103	神栖市沖	H25.1.28	35.45	1.1
42	ひたちなか市沖	H25.1.14	36.22	5.2	104	神栖市沖	H25.1.30	35.50	検出せず(<14)
43	ひたちなか市沖	H25.1.22	36.22	7.4	105	神栖市沖	H25.2.4	35.48	検出せず(<13)
44	ひたちなか市沖	H25.1.28	36.22	10	106	神栖市沖	H25.2.5	35.48	検出せず(<11)
45	ひたちなか市沖	H25.2.12	36.22	検出せず(<11)	107	神栖市沖	H25.2.18	35.50	検出せず(<9.5)
46	ひたちなか市沖	H25.2.18	36.22	7.8	108	神栖市沖	H25.2.26	35.48	検出せず(<12)
47	ひたちなか市沖	H25.2.22	36.20	6.3	109	神栖市沖	H25.3.6	35.48	検出せず(<11)
48	ひたちなか市沖	H25.2.26	36.22	28	110	神栖市沖	H25.3.22	35.48	検出せず(<13)
49	ひたちなか市沖	H25.3.12	36.22	検出せず(<11)	111	神栖市沖	H25.3.25	35.48	検出せず(<8.5)
50	ひたちなか市沖	H25.3.21	36.22	検出せず(<14)					
51	ひたちなか市沖	H25.3.27	36.22	4.4					
52	大洗町沖	H24.9.11	36.16	16					
53	大洗町沖	H24.9.20	36.18	2.8					
54	大洗町沖	H24.11.1	36.18	6.9					
55	大洗町沖	H24.11.1	36.18	6.4					
56	大洗町沖	H24.11.13	36.15	9.0					
57	大洗町沖	H24.11.19	36.18	13					
58	大洗町沖	H24.11.29	36.15	8.9					
59	大洗町沖	H24.12.6	36.17	14					
60	大洗町沖	H24.12.11	36.15	7.8					
61	大洗町沖	H24.12.12	36.15	11					
62	大洗町沖	H24.12.25	36.18	6.4					

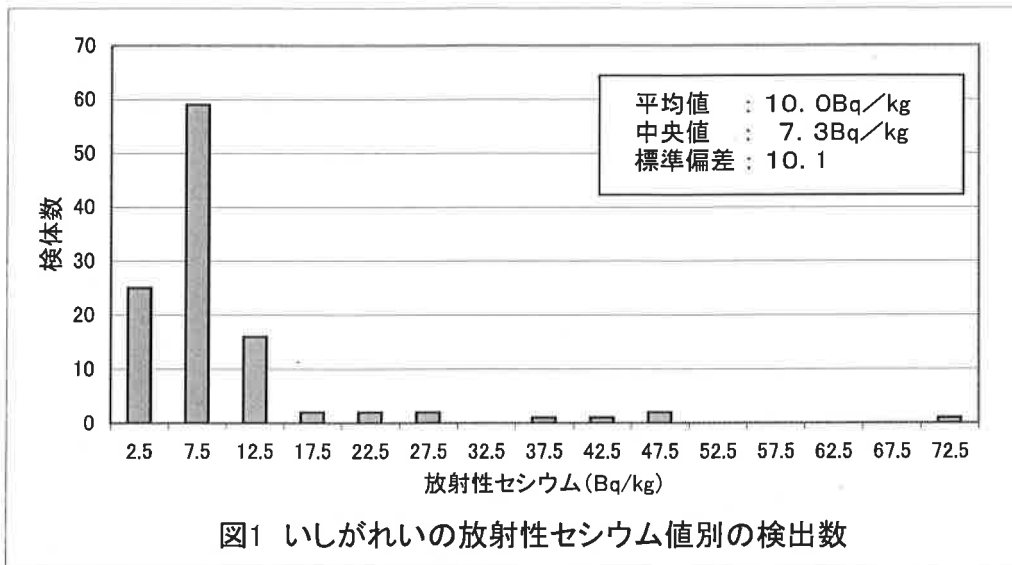


図1 いしがれいの放射性セシウム値別の検出数

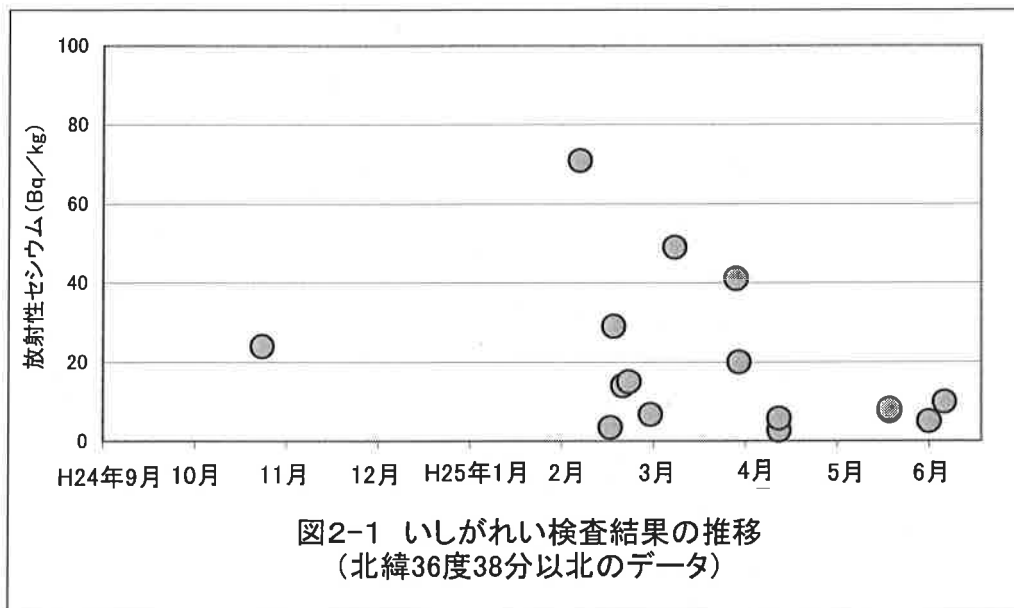


図2-1 いしがれい検査結果の推移
 (北緯36度38分以上のデータ)

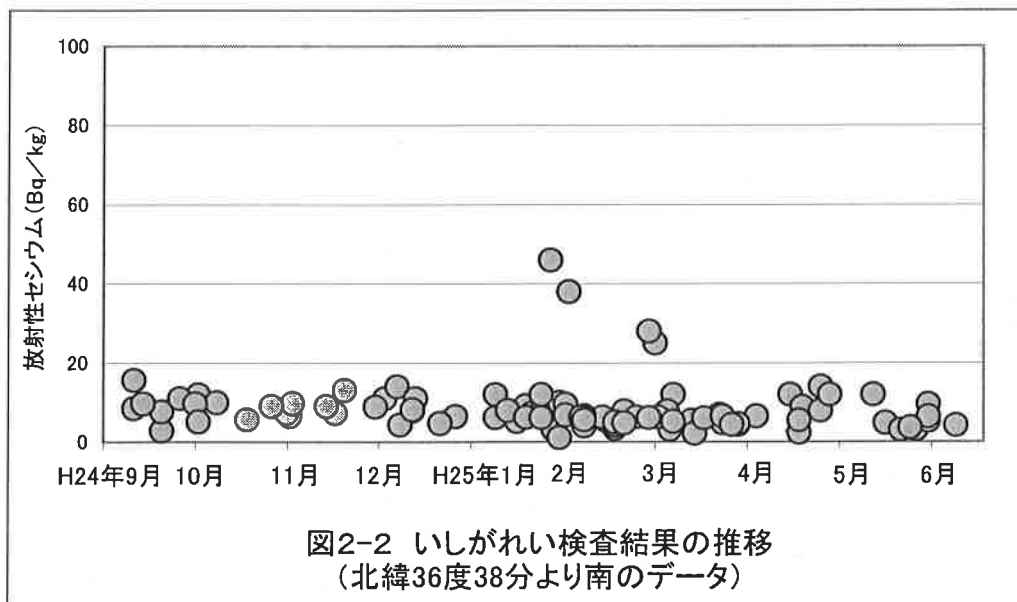
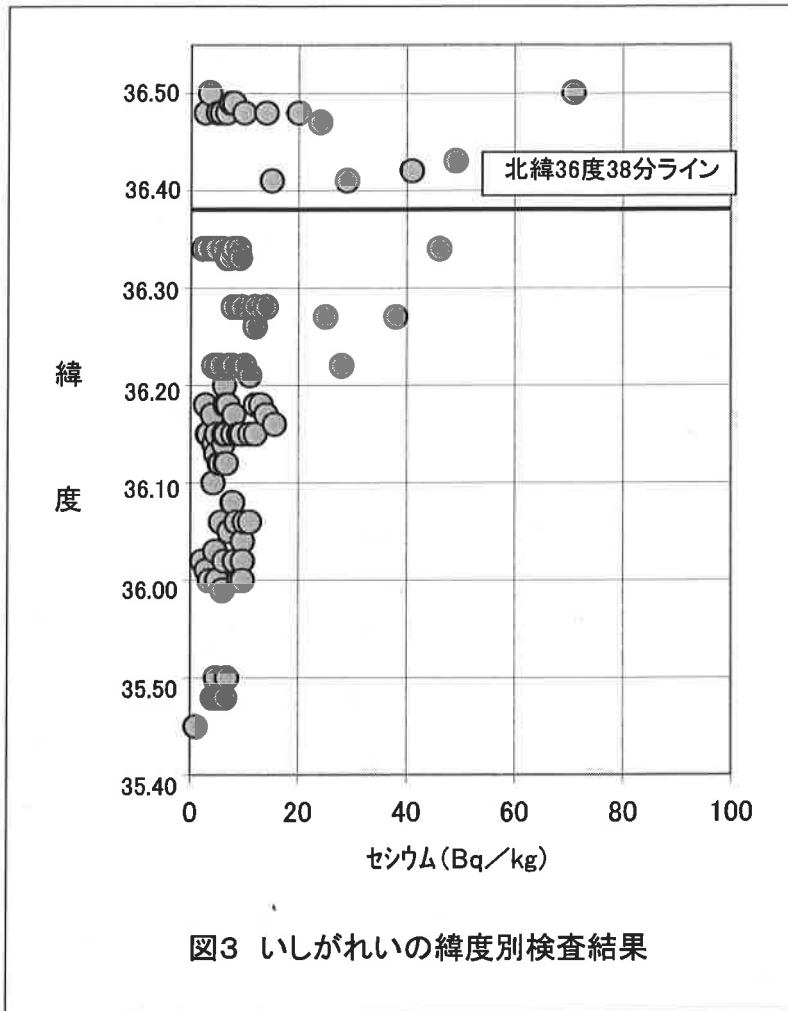


図2-2 いしがれい検査結果の推移
 (北緯36度38分より南のデータ)

※「検出せず」のデータには検出限界値の1/2の値を入力



※「検出せず」のデータには検出限界値の1/2の値を入力

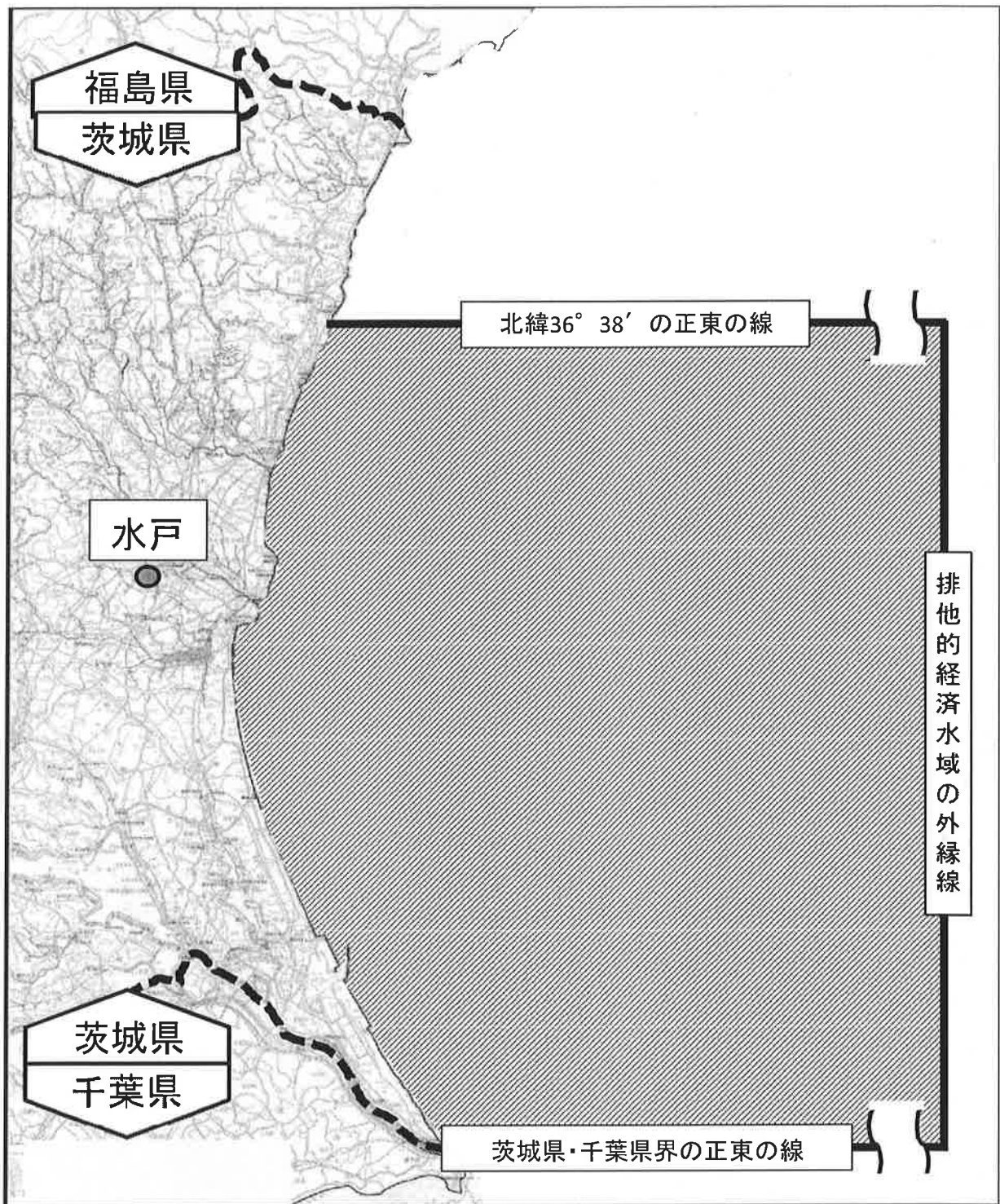


図4 いしがれの出荷制限を解除する海域

茨城県
茨城沿海地区漁業協同組合連合会

茨城県ひらめ・いしがれい出荷管理の取り扱い

北緯 36 度 38 分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたひらめ及びいしがれいの出荷管理については、下記のとおり取り扱う。

1. 漁業者

- (1) 漁業者は、漁獲したひらめ及びいしがれいの位置を明らかにするため、操業海域届出書（別紙 1）を記入し、産地市場に水揚げする前に、市場へ提出する。
- (2) なお、漁業許可制度上、固定式さし網漁業（甲種）や雑魚建網漁業（漁業権）など、非解除海域での操業が認められない漁船や、ひたちなか市以南の漁協に所属し、漁船の能力（小型漁船）により、非解除海域まで移動し、操業できない漁船と県が認める場合には、漁期前毎に操業可能申出書（別紙 2）を所属漁協に提出するものとする。

2. 漁協

- (1) 漁協は、漁業者から提出された操業海域届出書により、ひらめ及びいしがれいの漁獲海域を確認した上で販売する。
- (2) 予め操業可能申出書を提出した漁業者が水揚げするひらめ及びいしがれいについて漁協は（1）に準じて取り扱い、販売する
- (3) 漁協は（1）、（2）に関し、届出書等の記載内容を確認するため、必要に応じて、漁業者から漁船航行記録の提出や操業状況の聴取により、適正と判断される場合には、販売するものとする。
- (4) 産地表示については、操業海域届出書等に基づき、水揚げ証明書（別紙 3）を仲買人に発行し、仲買人に流通先までの表示を徹底するよう指導する。

3. 茨城沿海地区漁業協同組合連合会

茨城沿海地区漁業協同組合連合会は、各漁協の指導団体として、県の要請に基づき、上記 1、2 について各漁協を指導、確認を行う。

4. 県

- (1) 県は、茨城沿海地区漁業協同組合連合会に対して、上記 1～3 について徹底するよう要請するとともに、必要に応じて各漁業協同組合にも確認を行う。
- (2) 県は、非解除海域におけるひらめ及びいしがれい対象の操業が行われないうよう、漁業取締船により重点的に漁業監視を行うとともに、必要に応じて操業海域届出書や水揚げ証明書の提出・発行状況等を確認する。

平成 年 月 日

漁業協同組合 殿

操業可能申出書

船名	丸
操業期間	年 月 から 年 月
漁業種類	
対象魚種※	ひらめ いしがれい
操業海域※	第 ○ 号 共同漁業権内の漁場 又は ○ ○ 沖 から ○○ 沖の海域
備考	

※ 対象とする魚種を○で囲む

平成 年 月 日

水揚げ証明書

品 目 (注)	ひらめ いしがれい
水揚げ日	平成 年 月 日
漁獲海域(産地)	

本日販売した（ひらめ いしがれい）は、北緯36度38分より南の上記茨城海域で漁獲されたものです。

発行者 ○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○ ○○ 印

※ひらめ、いしがれいの流通・販売において、漁獲海域（産地）表示を徹底するよう、お願いします。

(注) 該当する魚種を○で囲む